# 青柳正規委員意見発表資料

# (1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

#### O 文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つか

文化芸術振興が対象とするような文化活動に参画・接触することによって、さまざまな文化財や美術作品、再現芸術を理解・享受し、人間の創造力を讃え、人間としての価値を高める機会を得ることができ、質的に優れた文化的な生活を構築し、充実した人生を送ることができる。その結果、自らの文化の特質と他文化との独自性や共通性を理解することによって地球上の文化の多様性を認識するようになり、世界の平和の大切さを確信するようになる、という意義がある。

#### 〇 国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要か

現在、世界は市場原理を中心とする商業主義、グローバル化、情報氾濫などの状況にあるなかで、長期的な視野からの文化芸術振興策を策定・実施しないと、良質の文化的コンテンツが、市場原理に席巻され、商業的価値のみが重視され、文化的に価値のあるものが駆逐されるおそれがある。また、グローバル化などの影響により、文化的多様性が弱まり、文化に関する社会システムが脆弱化する可能性がある。

グローバリゼーションの状況下にあって、各国は自国の独自性を文化面で強調しようとしており、文化芸術を振興しないと国としてのアイデンティティを保てなくなる。 したがって、文化芸術振興は国が公共政策として行うべき重要な施策である。

#### 〇 社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要か

### ①文化芸術振興における、国、地方自治体、民間、個人等の役割は何か。また、文 化芸術の分野における「新しい公共」とはどのようなことか。

国は、文化芸術が活発化するような環境・状況のインフラ整備とそのための制度設計・政策実施、地方自治体や民間などさまざまな実施単位間の調整、大規模事業の実施、国際社会への貢献がおもな役割。地方自治体は地域の文化芸術振興を図ると同時に、地方間、地方単位の国際協力を行う。民間は、独自の方策、目的、手段によって文化芸術振興をおこない、結果として文化の多様性に貢献する。個人は、文化芸術振興に参画、接触すること自体がその活動への貢献であり、最小単位としての受益者、貢献者、評者である。

国民すべてが享受できる良質な文化環境の整備と提供は、まさに「新しい公共」の中核に位置すべきものである。

### ②文化芸術振興を行う上で、省庁間の連携など国の推進体制をどのようにすべきか。

関係省庁としては、文科省、環境省、経産省、外務省、国土省、農水省などがあり、それぞれの所管で文化芸術振興を推進すべきであるが、その活動の相互連絡を密にして連携を強化すると同時に、重複や齟齬などを防ぐため、文化庁を核とする企画連絡センター(たとえば「文化政策連携室」)を文化庁主導のもとに設置する。とくに観光庁、外務省、経産省の伝統的文化関係とは緊密な連携が必要であり、農用地の言い換えである「里山」文化の保全は農水省との連携を軸に、日本固有の文化として文化庁がイニシアチブをとる必要がある。